

平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名：住宅金融支援機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
事務所清掃	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年10月1日	オリックス・ファシリティーズ株式会社 東京都港区芝公園2-4-1	会計規程第25条第1項 契約相手方が共用部分や他社の持分を含む事務所のビル全体の清掃を行うこととされているため随意契約したものである。	5,592,216	5,541,480	99.09%	-	契約相手方が共用部分や他社の持分を含む事務所のビル全体の清掃を行うこととされているため随意契約によらざるを得ないものである。	5	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成21年10月6日	大阪法務局 大阪府大阪市中央区谷町2-1-17	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,242,500	1,242,500	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
総合住宅ローンシミュレーションに係る改修業務	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年10月9日	スミセイ情報システム株式会社 東京都新宿区西新宿6-14-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構ホームページに掲載している総合住宅シミュレーションの借換え及びフラット50への対応に伴うメンテナンスを委託するものである。本システムに関する権利は、機構独自ノウハウ等以外は一切の権利が開発事業者である同社に留保されており、メンテナンス業務を当該権利を保有する同社以外に委託することが不可能であることから随意契約したものである。	7,812,000	7,245,000	92.74%	-	本システムに関する権利は、機構独自ノウハウ等以外は一切の権利が開発事業者である同社に留保されており、メンテナンス業務を当該権利を保有する同社以外に委託することが不可能であることから同社との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年10月9日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	9,940,000	9,940,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年10月23日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,261,680	1,261,680	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 池谷文雄 愛知県名古屋市中区新栄3-20-16	平成21年10月27日	名古屋法務局 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,750,000	1,750,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
社内情報共有システムの機器撤去等業務	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年11月9日	エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 東京都品川区東品川4-12-1	会計規程第25条第1項 本件は、リース契約の解約に伴うサーバ、ネットワーク機器の所有者への返却である。本システムの返還にあたっては、賃貸借契約書に基づき、賃貸人から指名された同社と随意契約を締結するものである。	15,624,000	15,624,000	100.00%	-	本システムの返還にあたっては、賃貸借契約書に基づき、賃貸人から指名された同社との随意契約によらざるを得ないものである。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年11月9日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	9,765,000	9,765,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 渡辺公雄 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	平成21年11月2日	福岡法務局 福岡県福岡市中央区舞鶴3-9-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,617,000	1,617,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
借上宿舍	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年11月20日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該借上宿舍は、新規世帯形成に伴い職員宿舍の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舍として活用するため随意契約したものである。	2,640,000	2,640,000	100.00%	-	当該借上宿舍は、新世帯形成に伴い職員宿舍の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舍として活用するため随意契約したものである。	19	
弁護士委任契約	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年11月27日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 本件は、特殊事情により融資予約を解除するために弁護士に委任したものである。融資予約解除のための裁判所への訴訟提起のため、特殊事情対応に精通した弁護士と随意契約したものである。	6,310,000	着手金 2,625,000円 ほか	100.00%	-	融資予約解除のための裁判所への訴訟提起のため、特殊事情対応に精通した弁護士と随意契約したものである。	19	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 麻生隆 宮城県仙台市青葉区片平1-3-18	平成21年11月19日	仙台法務局 宮城県仙台市宮城野区名掛丁128	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,563,300	1,563,300	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 渡辺公雄 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	平成21年11月20日	熊本法務局 熊本県熊本市大江3-1-53	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,085,000	1,085,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年12月7日	前橋法務局 群馬県前橋市大手町2-10-5	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,267,000	1,267,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年12月7日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	10,710,000	10,710,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成21年12月11日	大阪法務局 大阪府大阪市中央区谷町2-1-17	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,242,500	1,242,500	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成21年度に締結した契約のうち、平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達 の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。
 その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

(※) 本表は、平成21年12月末時点の情報に基づき作成。